

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月

申立期間について、未加入で国民年金保険料が還付されたとの説明を受けたが、私は昭和49年6月1日に町役場に採用され地方公務員共済組合に加入し、加入直前まで保険料を納付していたはずであり、還付された記憶も無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間を含む昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及び町役場の国民年金被保険者名簿により、49年7月に納付されたことが確認できる。

また、申立人は昭和49年6月に地方公務員共済組合に加入したとしており、町役場の雇用辞令書等によると、申立人が本採用となったのは、昭和49年6月1日であることが確認でき、共済組合の記録でも同日に組合員となっていることが確認できることから、申立人の説明と一致している。一方、町役場の国民年金被保険者名簿には、申立人の被保険者資格喪失日が49年5月1日と記載されており、地方公務員共済組合の組合員資格取得に伴う国民年金の被保険者資格喪失年月日が1か月早まって社会保険庁に進達されたことがうかがえる。したがって、申立人は、申立期間において国民年金の強制被保険者であり、事実と異なる資格喪失手続により未加入期間とされ、還付手続が行われたものと認められ、申立期間は納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年5月1日まで

私は、昭和24年12月にA社に就職し、31年3月まで勤務していた。申立期間について退職したこともなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年4月にA社本社（B市）業務部から編集業務に変更の上、同社C支局（D市）に配置換え、業務内容も新聞記者を命じられ、以後、31年4月の退職時まで当該業務を行ったと供述している。

また、申立人と共に働いた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社の新聞記者として、継続して勤務していたことが認められ、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支局に異動）、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたので、国民年金の加入手続も母親が行ってくれたと思う。納付方法は分からないが、町内の集金で納付していたと思う。申立期間について両親の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「母親が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ってくれた。」と述べており、申立人自身はそれらに関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所が保有している国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの時期に行われたとみられ、その際に20歳の時点までさかのぼって申立人の国民年金被保険者資格が取得されている。したがって、申立期間の国民年金保険料は加入手続の時点で既に一部は時効により納付することはできず、納付可能だった期間についても過年度保険料であり、申立人が居住している地区の集金を通じて納付することはできない。

加えて、申立人が居住している地区の集金関係者（故人）が所有していた手帳のメモからは、申立期間の国民年金保険料が集金されていたことを確認することはできず、ほかに、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案214

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成元年7月まで

申立期間の国民年金保険料については、転居をした平成4年11月に、私が町役場で夫婦二人分を一括納付したはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)は無い。

また、申立人は、平成4年11月に申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料を町役場で一括納付したとしているが、当時は特例納付が実施されておらず、申立期間の保険料を一括納付することはできない。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金の加入手続は平成3年8月に行われ、その際に昭和57年1月までさかのぼって被保険者資格を取得したものとみられることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は、元年7月分を除き時効により納付することができない。一方、申立人夫婦が3年当時居住していた市に保管されている国民年金被保険者名簿によると、3年9月に時効成立前である元年8月から3年3月までの保険料が納付されたことが確認できることから、申立人夫婦は、国民年金に加入した翌月に、当時納付可能な保険料をすべて納付したものの、申立期間の保険料については時効により納付できなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人からは、町役場で一括納付したとするほかに、申立期間当時、国民年金保険料を定期的に納付していたとする具体的な供述も得られないなど、申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案215

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成元年7月まで

申立期間の国民年金保険料については、転居をした平成4年11月に、私の妻が町役場で夫婦二人分を一括納付したはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無い。

また、申立人は、申立人の妻が、平成4年11月に申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料を町役場で一括納付したとしているが、当時は特例納付が実施されておらず、申立期間の保険料を一括納付することはできない。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金の加入手続は平成3年8月に行われ、その際に昭和57年1月までさかのぼって被保険者資格を取得したものとみられることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は、元年7月分を除き時効により納付することができない。一方、申立人夫婦が3年当時居住していた市に保管されている国民年金被保険者名簿によると、3年9月に時効成立前である元年8月から3年3月までの保険料が納付されたことが確認できることから、申立人夫婦は、国民年金に加入した翌月に、当時納付可能な保険料をすべて納付したものの、申立期間の保険料については時効により納付できなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人の妻からは、町役場で一括納付したとするほかに、申立期間当時、国民年金保険料を定期的に納付していたとする具体的な供述も得られないなど、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年4月から24年3月30日まで
②昭和24年12月15日から25年12月まで
③昭和29年12月から32年8月まで

私は、A社に昭和21年4月から、同社が分割されB事業所に勤務することになるまで勤務していたにもかかわらず、全く厚生年金保険の加入記録が無かった。また、社会保険庁の記録では、24年3月30日にB事業所で厚生年金保険に加入し、同事業所の全喪日である24年12月15日に喪失したとなっているが、全喪日は25年12月であったと記憶しており、私はそのときに厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているはずである。さらに、昭和29年12月から32年8月まではC社に臨時雇いとして勤務していたにもかかわらず、全く厚生年金保険の加入記録が無かった。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に関する申立人の供述及び同社の閉鎖登記簿の記述から、申立人は申立期間の時期に同社に勤務していたことが推認することができる。

しかし、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、A社は既に廃業し、当時の事業主も死亡していること等から、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認することができない。

また、A社は社会保険庁のオンライン記録によると、厚生年金保険の適

用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

申立期間②については、B事業所は既に廃業し、事業主であった申立人の父も死亡しており、当時の事業所資料等も保管されていない上、同僚等からの供述も得られないことから、当該期間の従業員数や申立人の厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和24年12月15日と記録されていることから、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

申立期間③については、申立人は、C社に入社した経緯や工事の内容等について具体的に述べており、同社が保有している経歴書の記載内容から申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認することができる。

しかし、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、C社にも厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は残っていない。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人に係る資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 2 月 22 日まで
②昭和 56 年 7 月 14 日から 57 年 4 月 1 日まで

私は申立期間にA社に勤務していた。同社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述等から、申立人が、申立期間①については、A社に勤務していたかどうか確認することができない一方で、申立期間②の一時期に同社に勤務していた可能性があると思われる。

しかし、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有していない。

また、A社には、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる会社資料等は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が昭和 57 年 4 月以前に提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 16 日から 59 年 5 月 1 日まで

私は、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となったときに被保険者資格を取得してから平成 14 年 3 月 21 日に資格喪失するまで継続して正社員であったにもかかわらず、申立期間については厚生年金保険被保険者としての記録が無かった。当該期間についても勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料が控除されていたはずなので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び関係者の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A社が当時、作成していた厚生年金保険の加入台帳によれば、申立期間に申立人が厚生年金保険に加入していた記録は無い。

さらに、A社には申立期間当時の賃金台帳等が残っていないため、申立人の給与から厚生年金保険料の控除があったことは確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の被保険者原票を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立期間において事業主により申立人に係る別の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月27日から36年8月1日まで
社会保険事務所に申立期間の厚生年金保険加入の状況について照会したところ、当該期間については脱退手当金が支給された記録になっている旨の回答をもらった。

昭和36年7月末に会社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も支給を受けた記憶も無く、また、なぜ退社後2年もしてから他人がこんなことができるのかが私にはわからない。脱退手当金の請求手続きの署名、社会保険事務所の支給証拠そしてその受取人の氏名を明らかにしてほしい。明らかにできないのであるならば、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示が付されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理において不自然な点は見当たらない。

また、脱退手当金裁定請求書の氏名及び住所欄の筆跡が申立人とは違なるとしているが、記載の住所欄は当時の申立人の居宅である上社会保険事務所には申立人の脱退手当金支給に係る隔地払保険給付費仕訳書が残っていることから、当時、申立人の居宅に国庫金送付通知書が送付されていたものと思われる。

さらに、申立人からの聴取によっても、受給した記憶が無いことのほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月から 28 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 5 月から A 事業所に勤務し、28 年 4 月末まで働いていた。証明できる書類は無いが、厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務した製綿工場での業務内容等を具体的に述べていることから、B 市内にあった製綿工場で製綿工として勤務していた可能性はあるものと思われる。しかしながら、申立人が勤務したとする A 事業所の当時の事業主及び同僚等の氏名の記憶が無く、当時、同事業所に勤務していた従業員も、「申立人について記憶が無い。」と供述していることから、申立期間に申立人が同事業所に勤務していたことについては、確認できない。

また、申立人は、A 事業所の勤務期間について確認できる資料や事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる当時の給与明細書等の資料を保有しておらず、それらについての記憶もあいまいである。

さらに、A 事業所については、社会保険事務所の記録から申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、昭和 38 年には厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、給料台帳等の事業所関係資料は残っていない。

なお、申立人は、申立期間において勤務していた事業所が A 事業所であるか、他の事業所であるかについての記憶もあいまいであるとともに関係資料を保有していないため、当該期間の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 5 日から平成元年 2 月 13 日まで
申立期間においてA社に勤務した。当時、前職から一緒に移った同僚は厚生年金保険に加入となっているし、元妻（平成3年9月協議離婚）にも確認したが、元妻には被扶養者として健康保険証を使用したとの記憶もある。申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得がいかず、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の勤務場所や勤務の状況等について具体的に述べているとともに、当時のA社の社長及び同僚たちも申立人が勤務していた旨供述していることから、申立人が申立期間の時期にA社に勤務していたことが推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A社には当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は残っておらず、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない。

さらに、申立期間中に、B市役所から申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人は国民年金被保険者の資格を取得している。

加えて、社会保険事務所の職歴審査照会回答票〔個人情報〕の状況から、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており申立期間において欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の被保険者資格取得届が行われた形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月 1 日まで

昭和 44 年 11 月から 45 年 2 月末まで A 社に勤務しており、当時の社長から、「厚生年金に加入しているから安心して働いてくれ。」と言われたことを覚えている。さらに、健康保険証をもらい、給料からも保険料が引かれていた記憶もある。厚生年金加入記録が無いことに納得がいかないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の勤務の状況や同僚等の記憶について具体的に述べているとともに、当時の事業主の妻も申立人が勤務していた旨供述していること等から、申立人が申立期間の時期に A 社に勤務していたことが推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給料から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶もあいまいである。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社は、昭和 62 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は残っておらず、さらに、当時の事業主や経理部長は既に死亡しており、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和 44 年 11 月 15 日に国民年金に加入し、同月 21 日に手帳記号番号が払出されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社の政府管掌健康保険番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月から26年2月1日まで

昭和23年10月から昭和26年1月末までA社に勤務していた。厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できる給与明細書等が残っていないが、勤務していたことは確かであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の入社の経緯や勤務の内容等について具体的に述べていることから、申立期間の時期にA社に勤務したことが推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有していない。

また、A社は、何度も商号変更を行い、数度に渡り本社が移転していることもあって、当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等に関する会社資料等の情報も見当たらない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金被保険者名簿を確認したところ、申立期間に係る健康保険被保険者の払出番号等の記録に不自然な点はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 8 日から 45 年 10 月 20 日まで
A社には昭和 42 年 7 月 5 日から 46 年 11 月 20 日まで勤務していた。
申立期間においては、結婚（昭和 44 年 11 月 29 日）し姓も変わった時期であるが、仕事は休まず勤務しており、その間も保険料は給与から引かれていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述により、申立人が申立期間の時期において継続してA社に在籍していたことが推認することができる。

しかし、A社には当時の賃金台帳の資料が残っており、申立期間の申立人の給料や厚生年金保険料の控除等に関する事実についての記録は無い。

また、A社が保管する従業員名簿では、申立人は申立期間においては退社したこととなっている。

さらに、申立人及び同僚は、「理容部従業員の当時の賃金が月給制から歩合制に変わった。」と供述しており、申立期間前後において、個人事業主による歩合制の給与支払の形態に変わったと思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 29 日から 45 年 1 月 5 日まで

昭和 36 年から A 社に勤務していたが、会社の事情により 45 年 1 月に同社の関連会社である B 社（昭和 60 年代に A 社に吸収合併）に転籍した。その移籍の際の会社の事務ミスにより厚生年金被保険者記録に 1 月の空白ができた。連続して勤務しているので申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 44 年 12 月 29 日から 45 年 1 月 5 日までの間に A 社から B 社に異動し、引き続き申立期間において勤務していたことは、同社の退職金支払書及び当時の上司や同僚の供述等から確認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて申立人以外の供述も無い。

また、A 社及びその事業の承継会社である C 社には、申立期間当時の賃金台帳等は残っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、申立期間当時、申立人は経理及び社会保険に関する事務を担当しており、保険料控除や社会保険事務所への届出について、知り得る立場にあったと考えるのが自然であり、それを反証する周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。